

戦没者御遺骨帰還に関する法律制定に賛成する意見書

今日の我が国の平和と繁栄は、先の大戦において戦没された先人たちの尊い犠牲の上にあることに対し、改めて哀悼の念と深い感謝の念を禁じえません。

今なお、帰還されていない多くの戦没者御遺骨を、一刻も早く我が国にお迎えすることは、日本国政府としての当然の責務です。

また、戦没者の御遺骨帰還は、戦争という時代に翻弄され已む無く愛するご家族を引き裂かれたご遺族の下に、ご家族を取り戻すという人道的事業に他ならないのです。

また、我々はこの戦争の惨禍を未来へ伝承していくという使命を担っています。

御遺骨帰還事業は、未来を生きる人々に対して背いてはいけない「過去の現実」を訴えかける事業でもあると考えています。

国等は、一日も早く戦没者御遺骨帰還に関する法律制定をし、御遺骨帰還事業への取組をより一層強力に進めることを要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成26年12月17日

衆議院議長 殿
参議院議長 山崎正昭 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿
総務大臣 高市早苗 殿
外務大臣 岸田文雄 殿
厚生労働大臣 塩崎恭久 殿
防衛大臣 江渡聡徳 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会